

自衛隊山梨地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期 限）	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	備考
1	据置型W i - F i	仕様書のとおり	7.2.1～ 7.3.31	6.11.11	6.12.18 10：00	6.12.18 11：00	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F

自衛隊山梨地方協力本部 総務課 会計班 担当：熊倉

電話番号：055-253-1591 FAX:055-253-1592

E-Mail：hq1-yamanashi@pco.mod.go.jp（共用のため、メール送信時は件名に【オープンカウンター（又はOC）】と記載）

見 積 書

件名リスト連番号	OC第15号
----------	--------

見積金額

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格（又は同等品以上）	単位	数量	単価	金額
据置型Wi-Fi	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積のいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する事項について、誓約いたします。

令和6年12月18日

分任契約担当官

自衛隊山梨地方協力本部本部長 伊藤 浩之 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

令和 年 月 日

業 者 各 位

市 価 調 査 依 頼 書

分任契約担当官
自衛隊山梨地方協力本部本部長
伊 藤 浩 之

下記の市価調査宜しくお願い致します。

令和 年 月 日

市 価 調 査 書 (回 答)

分任契約担当官
自衛隊山梨地方協力本部本部長
伊 藤 浩 之 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

品名	規格(又は同等品以上)	単位	数量	単価	金額	備考
据置型Wi-Fi	仕様書のとおり	セット	1			
	以下余白					
計						(税抜き)

調達要求書番号: 4PDB/A00074

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
据置型 Wi-Fi		
	作 成	令和6年10月28日
	作成部隊名	山梨地方協力本部

1 総 則

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する据置型Wi-Fiについて適用する。

2 製品に関する要求

(1) 回線種別

5G及び4G/LTE回線を利用すること。

ア 最大受信速度

700Mbps以上

イ 最大送信速度

50Mbps以上

ウ 上記条件のほか、指定の場所に設置し電波状況が良好であること。

(2) 接 続

相互接続が可能かつ同時に10台以上接続可能であること。また、接続の際、回線工事は不要であること。

(3) 通信量

無制限

(4) LANポート

2ポート以上

(5) 設置場所

山梨県南都留郡忍野村忍草3093（北富士駐屯地援護センター）

3 セキュリティ

政府機関の対策基準策定ガイドライン（令和6年7月24日内閣サーバーセキュリティセンター）に基づき必要な対策を行うこと。

4 製品及び使用に関する保守等

- (1) 保守又は修理態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に受付できること。
- (2) 事業者は電気通信事業法第9条に規定された総務大臣の登録を受け、移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。
- (3) 事業者は年間を通して、通信ネットワークの保守運用をすること。

- (4) 不特定多数の者が容易に接続できないよう、接続の際にはパスワードを要求すること。

5 品質保証

- (1) 納入品はすべて新品とし、本仕様に記載された能力の製品又は同等品以上とする。
- (2) 納入品は、付属品含め官側の検査を受け、合格したものとする。

6 出荷条件

商習慣とし、内容品明細書・取扱説明書等を添付するものとする。

7 検査事項

設置場所及び駐屯地内2か所で電波状況及び通信速度を確認し、通信アプリでの通話が障害なく利用できるものとする。その際、検査結果に不合格が生じた場合は、原因を調査し、良好な電波状況を確保し再度検査を受けるものとする。その際、契約期間の延長はしない。

8 疑義

- (1) 仕様書に記載のない事項については、双方で協議する。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合については別途協議を行うものとする。